

令和元年 11 月 25 日

## 静岡県公立大学法人職員給与規程等の一部改正について（案）

（法人経営室）

### 1 改正理由

本法人の教職員の給与について、静岡県職員の給与改定に準じた改正を行う。

### 2 改正する規程

静岡県公立大学法人職員給与規程

### 3 改正内容

#### (1) 静岡県公立大学法人職員給与規程の一部改正

##### ア 給料表の改定（別表第1・別表第2）

一般職給料表及び教育職給料表について、県職員に準じて給料月額を引き上げる。

<引上げ幅>

一般職給料表	200 円～2,000 円
教育職給料表	200 円～1,800 円

○平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

#### イ 諸手当の改定

##### (ア) 勤勉手当（第 29 条）

期末手当及び勤勉手当の年間の支給割合を合計で 0.05 月分引き上げる。

（勤勉手当 0.05 月分引上げ）

（単位：月）

区分		6 月	12 月	計
元年度	期末手当	1.30 (1.10)	1.30 (1.10)	2.60 (2.20)
	勤勉手当	0.925 (1.125)	0.925→0.975 (1.125→1.175)	1.85→1.90 (2.25→2.30)
	計	2.225	2.225→2.275	4.45→4.50
2 年度	期末手当	1.30 (1.10)	1.30 (1.10)	2.60 (2.20)
	勤勉手当	0.925→0.95 (1.125→1.15)	0.975→0.95 (1.175→1.15)	1.90 (2.30)
	計	2.225→2.25	2.275→2.25	4.50

（ ）は、特定幹部職員の支給割合

○令和元（平成 31）年度分は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

○令和 2 年度分は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。